

平成29年度版

熊本市 建築物等に関する規制と手続き窓口一覧

- 原則として確認申請書の提出までに協議・手続き等を済ませて下さい。
- 許可・合議等の書類添付等がないと受付できないものがあります。
- 指定確認検査機関への確認申請も同様をお願いします。

熊本市都市建設局都市政策部建築指導課

表中凡例

◎：建築基準関係規定（建築基準法令の規定及び建築基準法施行令で定める他の法令の規定）

○：上記以外の法令・規定、関係課等の行政指導・要望・周知等

主な出先機関所在地一覧

2017年4月現在

規制所管課・協議先	住所	
中央区役所	中央区手取本町1番1号	328-2555(代表)
東区役所	東区東本町16番30号	367-9111(代表)
西区役所	西区小島2丁目7番1号	329-1111(代表)
南区役所	南区富合町清藤405番3号	357-4111(代表)
南区役所 城南総合出張所	南区城南町宮地1050番地	0964-28-3111(代表)
北区役所	北区植木町岩野238番1号	272-1111(代表)
ウェルパルクまもと4階(保健所)	中央区大江5丁目1-1	医療政策課 364-3186
		生活衛生課 364-3187
		食品保健課 364-3188
北部土木センター	北区鹿子木町66番	各担当課番号へ(窓口一覧記載)
東部土木センター	東区佐土原3丁目1番65号	//
西部土木センター	西区蓮台寺5丁目7番1号	//
上下水道局	中央区水前寺6丁目2番45号	381-1133(代表)
消防局予防課	中央区大江3丁目1番3号	372-2756(建築班)
中央消防署	中央区大江3丁目1番3号	371-0119(代表)
東消防署	東区東町4丁目6番17号	367-0119(代表)
西消防署	中央区米屋町1丁目12番1号	325-0119(代表)
南消防署	南区平田2丁目13番1号	212-0119(代表)
北消防署	北区四方寄町514番1号	327-0119(代表)
文化振興課植木分室	北区植木町岩野238番1号(植木文化センター内)	272-0551(直通)

窓口

番号	分類	規制事項	根拠法令等	規制所管課・協議先
1	◎ ◎ ◎ ◎	・ 建築物の防火に関する指導 ・ 火気使用の設備、器具等の規制 ・ 映写室の構造及び設備の基準 ・ 消防用設備等の設置、維持	消防法第7条 消防法第9条、第9条の2 熊本市火災予防条例 消防法第15条 消防法第17条	消防局予防課 建築班 TEL372-2756 消防局予防課 危険物保安班 TEL363-7173 中央消防署 指導課 TEL364-2894 東消防署 指導課 TEL367-6315 西消防署 指導課 TEL353-5028 南消防署 指導課 TEL212-0303 北消防署 指導課 TEL327-2020
2	◎ ○	・ 広告物等の制限 ・ 禁止地域、禁止物件、許可	屋外広告物法第3条、第4条、第5条 熊本市屋外広告物条例第3条、第4条、第5条、第6条	開発景観課 屋外広告物班 本庁11階 TEL328-2507
3	◎	・ 臨港地区内の分区における建築物等の規制 (百貫港・熊本港・河内港)	港湾法第40条第1項	熊本県土木部河川港湾局 港湾課 県庁本館12階 TEL333-2515
4	◎	・ 家庭用ガス設備の設置等	高圧ガス保安法第24条	熊本県総務部消防保安課
5	◎	・ ガス消費機器の基準適合義務	ガス事業法第40条の4	県庁新館10階 TEL333-2117
6	◎ ○ ○	・ 駐車施設の附置義務 (駐車場整備地区内) ・ 路外駐車場の構造、設備の基準 ・ 路外駐車場の届出	駐車場法第20条 熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例 駐車場法第11条 駐車場法第12条	建築指導課 建築審査室 本庁11階 TEL328-2516
7	◎ ○ ○ ○	・ 給水装置の構造及び材質 ・ 10t超の受水槽 ・ 3階建て以上の直結給水 ・ 水源地周辺の地下工事	水道法第16条 熊本市水道条例第11条 熊本市水道条例第11条 熊本市地下水保全条例第24条	上下水道局給排水設備課 給水装置班 TEL381-1152 上下水道局水運用課 TEL381-7084
8	◎ ○ ○ ◎ ○	・ 処理区域内の排水設備の設置 ・ 公共下水道仕様開始届 ・ 下水道法の特定施設設置等の届出 ・ 都市下水路に接続する特定排水施設の構造 ・ 下水道計画区域内の協議	下水道法第10条第1項、第3項 下水道法第11条の2 下水道法第12条の3、12条の4 下水道法第30条 熊本市下水道条例	上下水道局給排水設備課 排水設備班 TEL381-1153 上下水道局管路維持課 下水道維持班 TEL381-6333 上下水道局 給排水設備課 水質指導班 TEL381-1157 上下水道局 総務課 管財班 TEL381-4063 上下水道局計画調整課 TEL381-3020
9	◎	・ 宅地造成に関する工事の許可 (宅地造成工事規制区域内)	宅地造成等規制法第8条第1項、第12条第1項	開発景観課 開発指導第1・第2班 本庁11階 TEL328-2507
10	◎ ◎ ○	・ 流通業務地区内の立地規制 ・ 流通業務団地内の建築制限 ・ 地区内外の証明	流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項 都市計画法第53条第1項	商業金融課 本庁8階 TEL328-2424 都市政策課 計画班 本庁11階 TEL328-2502

番号	分類	規制事項	根拠法令等	規制所管課・協議先
11	◎ ○	・ 液化石油ガス供給設備、消費設備の基準適合義務 ・ 液化石油ガス設備工事届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3	熊本県総務部消防保安課 県庁新館10階 TEL333-2117 中央消防署 指導課 TEL364-2894 東消防署 指導課 TEL367-6315 西消防署 指導課 TEL353-5028 南消防署 指導課 TEL212-0303 北消防署 指導課 TEL327-2020
12	◎	・ 空港周辺の防音対策 (熊本空港周辺には指定なし)	特定空港周辺航空機騒音対策 特別措置法第5条第1項～第3項	
13	◎ ○	・ 駐輪場の設置義務(H22.7.1施行) ・ 上記以外の駐輪場の設置指導 (公共施設、物販、銀行、遊技場等)	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項 熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第3項	土木管理課 自転車対策室 管理班 本庁13階 TEL328-2259
14	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ○ ○	・ 開発行為の許可 ・ 変更の許可等 ・ 開発許可の特例 ・ 建築物の建蔽率等の指定 ・ 開発許可を受けた土地における建築等の制限 ・ 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限 ・ 開発行為完了公告前の建築制限 ・ 開発行為の要不要の証明	都市計画法第29条第1項、第2項 同法第35条の2第1項 同法第34条の2 同法第41条第2項 同法第42条 同法第43条第1項 同法第37条 都市計画法施行規則第60条	開発景観課 開発指導第1・第2班 本庁11階 TEL328-2507
15	◎ ○ ○	・ 都市計画道路内の建築制限 ・ 事業認可後の建築制限 ・ 都市計画施設証明	都市計画法第53条第1項 同法第65条	都市政策課 計画班 本庁11階 TEL328-2502
16	◎ ○ ○ ○	・ 都市計画公園、緑地内の建築制限 ・ 事業認可後の建築制限 ・ 都市計画施設証明 ・ 供用開始後の建築制限	都市計画法第53条第1項 同法第65条 都市公園法第4条	都市政策課 計画班 本庁11階 TEL328-2502 熊本市東部土木センター 総務課 TEL367-4360 熊本市西部土木センター 総務課 TEL355-4577 熊本市北部土木センター 総務課 TEL245-5050 ※場所により、担当課が違ふ場合があります。
17	◎	・ その他の都市計画施設 (墓園、自動車ターミナル等、下水道処理施設、ごみ焼却場等)の建築制限	都市計画法第53条第1項	都市政策課 計画班 本庁11階 TEL328-2502

番号	分類	規制事項	根拠法令等	規制所管課・協議先
18	◎ ○	市街地開発事業[土地区画整理事業] ・ 土地区画整理事業区域内の建築制限 ・ 事業認可後の建築制限	都市計画法第53条第1項 土地区画整理法第76条	都市政策課 計画班 本庁11階 TEL328-2502 都心活性推進課 総務班 本庁11階 TEL328-2537 ※その他関連部署 熊本駅周辺整備事務所 区画整理班 TEL323-8188 植木中央土地区画整理事業所(北区役所内) TEL272-1113
	◎ ○ ○	市街地開発事業[市街地再開発事業] ・ 市街地再開発事業区域内の建築制限 ・ 事業認可後の建築制限 ・ 第1種市街地再開事業の事業認可後の建築制限	都市計画法第53条第1項 同法第65条 都市再開発法第66条	都市政策課 計画班 本庁11階 TEL328-2502 都心活性推進課 再開発班 本庁11階 TEL328-2537
20	○ ○	・ 風致地区内の建築制限 ・ 地域地区証明(風致地区の証明)	都市計画法第58条 熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例	都市政策課 土地利用班 本庁11階 TEL328-2502
21	◎ ○	・ 地区計画等の区域内の建築制限(熊本駅前南A地区) ・ 地区計画等の区域内における建築等の届出	建築基準法第68条の2 都市計画法第58条の2	建築指導課 指導班 本庁11階 TEL328-2513 都市政策課 土地利用班 本庁11階 TEL328-2502
22	◎ ◎ ○	・ 浄化槽の設置、既設浄化槽の使用 ※旧植木町の集中浄化槽地区を含む ・ 届出、構造基準、検査 ・ 合併処理浄化槽補助	浄化槽法第5条第1項、熊本市浄化槽取扱要綱	浄化対策課 指導班 本庁7階 TEL328-2366
23	○ ○ ○	・ 産業廃棄物処理施設 ・ 一般廃棄物処理施設 ・ 事業ごみ置場(大規模店舗立地法に関するもの)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条 同法第8条	事業ごみ対策室 本庁7階 TEL328-2365
	○ ○	・ 共同住宅等のごみ置場事前協議 ・ 自治会加入(共同住宅等)	ごみステーション設置要綱第7条 行政指導	中央区役所 総務企画課 TEL328-2610 東区役所 総務企画課 TEL367-9121 西区役所 総務企画課 TEL329-1142 南区役所 総務企画課 TEL357-4112 北区役所 総務企画課 TEL272-1110
24	○ ○	・ 公害防止のための届出 (専用住宅、中高層に該当) しない共同住宅、仮設建築物、工作物を除く ・ 紛争調停	熊本市公害防止事前指導要綱第3条 熊本市環境基本条例第9条	環境政策課 環境保全班 本庁7階TEL328-2427 環境政策課 総務企画班 本庁7階TEL328-2427
25	○	・ 物販(売り場面積1,000㎡を超える建築)	大規模小売店舗立地法	商業金融課 本庁8階TEL328-2424
26	○ ○ ○	・ 特定施設の届出 ・ 大規模行為の届出 ・ 景観形成地区の届出	景観法第16条	開発景観課 景観整備班 本庁11階TEL328-2507

番号	分類	規制事項	根拠法令等	規制所管課・協議先
27	○ ○ ○ ○ ○	<ul style="list-style-type: none"> 工場、事業所等の緑化の努力 環境保護地区の指定 緑化の事前協議(敷地500㎡以上及び中高層建築物) 民有地緑化補助 屋上等緑化補助 	<p>熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第19条 同条例第7条 同条例第16条 熊本市家庭の森づくり補助金交付要綱 熊本市緑の街並みづくり補助金交付要綱 熊本市事業所の森づくり補助金交付要綱 熊本市屋上等緑化補助金交付要綱</p>	<p>環境共生課 緑化推進班 本庁7階 TEL328-2352 " 自然保護班 " 緑化推進班 " 緑化推進班 " 緑化推進班</p>
28	○ ○ ○	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法の届出、排水の規制等 熊本県地下水保全条例の届出、排水の規制 熊本県生活環境の保全等に関する条例の届出、排水の規制等 井戸掘削及び利用 水資源の保護(雨水浸透施設の設置)、節水、地下水の水質・水量の保全(地下工事) 土壌汚染対策法(3,000㎡以上の土地の形質変更時) 	<p>水質汚濁防止法第5、7条 熊本県地下水保全条例第8、10条 熊本県生活環境の保全等に関する条例第30、32条 熊本県地下水保全条例第25条の3、26、27、30条(井戸掘削) 熊本市地下水保全条例第13条、第17条、第23条 土壌汚染対策法第4条第1項</p>	<p>水保全課 水質保全班 本庁7階 TEL328-2436 " 水量保全班 " 水量保全班、水質保全班 " 水質保全班</p>
30	○ ○ ○	<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所、助産所の開設許可及び検査(事前指導) 施術所(マッサージ、鍼、灸、接骨など)の開設届出(事前指導) 薬局の開設許可(事前指導) 	<p>医療法第7条、第27条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2、柔道整復師法第19条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条</p>	<p>医療政策課 医務班 ウェルパークくまもと4階 " 医務班 TEL364-3186 " 薬務班</p>
31	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ホテル、旅館の営業許可(事前指導) ホテル等建築計画届出 浴場業の営業許可(事前指導) 温泉利用の許可(事前指導) 興行場の営業許可(事前指導) 墓地、納骨堂の経営許可、事前協議 化製場(貯蔵施設)の許可 プール、遊泳場の届出(事前指導) 理容所、美容所の開設届出(事前指導) クリーニング所の開設届出(事前指導) コインランドリーの開設届出(事前指導) 特定建築物の届出(床面積3,000㎡以上で住居、工場、病院を除く。学校は8,000㎡以上) 専用水道の設置確認申請 簡易専用水道の設置届出(事前指導) 	<p>旅館業法第3条、熊本市ラブホテル建築規制に関する条例第3条、第4条 公衆浴場法第2条 温泉法第15条 興行場法第2条 墓地、埋葬等に関する法律第10条 熊本市墓地等の設置等に関する条例第3条 化製場等に関する法律第3条、第8条 熊本市遊泳用プール等指導要綱第4条 理容師法第11条、美容師法第11条 クリーニング業法第5条 コインオペレーションクリーニング営業施設指導要綱第7条 建築物の衛生的環境の確保に関する法律第5条 建築基準法第93条第5項 水道法第32条、第33条 熊本市簡易専用水道取扱要綱第2条</p>	<p>生活衛生課 環境衛生班 ウェルパークくまもと4階 TEL364-3187</p>

番号	分類	規制事項	根拠法令等	規制所管課・協議先
32	○	・ 食品関係営業施設の営業許可 (飲食店、食品販売業、食品製造業)	食品衛生法第51条、第52条 熊本県特定食品衛生条例第3条	食品保健課 ウエルパルクまもと4階 TEL364-3188
33	○	・ 埋蔵文化財	文化財保護法第93条第1項 同法 第94条第1項	文化振興課 埋蔵文化財調査室 本庁8階 TEL328-2740 ※次の場所でも確認可能 旧植木町:文化振興課植木分室 TEL272-0551
34	○	・ 道路占用、掘削(国道3号、57号、208号)	道路法第32条	国土交通省熊本河川国道事務所 道路管理第一課 東区西原1丁目12-1 TEL382-1111
	○	・ 道路工事施行承認(国道3号、57号、208号)	道路法第24条	
34	○	・ 道路占用、掘削(県道及び指定区間外の国道) (水道管の引き込み等)	道路法第32条	熊本市東部土木センター 総務課 TEL367-4360 熊本市西部土木センター 総務課 (旧富合町、城南町の区域を含む)TEL355-4577 熊本市北部土木センター 総務課 (旧植木町の区域を含む) TEL245-5050
	○	・ 道路工事施行承認(県道及び指定区間外の国道) (乗入口新設、法面切下等)	道路法第24条	
	○	・ 道路予定区域(県道及び指定区間外の国道)	道路法第91条	
	○	・ 県道及び指定区間外の国道の立会申請、 立会確定状況の閲覧、交付 ※指定区間外国道とは、旧県管理国道(国道3号、 57号、208号を除く道路)をいう。		
35	○	・ 道路占用、掘削(市道) (水道管の引き込み等)	道路法第32条	熊本市東部土木センター 総務課 TEL367-4360 熊本市西部土木センター 総務課 TEL355-4577 熊本市北部土木センター 総務課 TEL245-5050 旧富合町の区域: 南区役所内 富合地域整備室 TEL357-4154 旧城南町の区域: 城南総合出張所内 城南地域整備室 TEL0964-28-2133 河内地区の市道等の境界立会等は、河内総合出張所内 西部土木センター 河内分室 TEL276-1115
	○	・ 道路工事施行承認(市道) (乗入口新設、法面切下等)	道路法第24条	
35	○	・ 道路予定区域	道路法第91条	旧植木町の区域: 北区役所内 植木地域整備室 TEL272-1115
	○	・ 法定外公共物使用許可及び工事施行承認 市道、法定外公共物(里道・水路)立会申請、 立会確定状況の閲覧及び交付	熊本市法定外公共物管理条例 道路法、熊本市法定外公共物管理条例	
36	○	・ 保育園	児童福祉法第45条 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	保育幼稚園課 指導班、企画班 本庁10階 TEL328-2568
	○	・ 幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律第13条 熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び 運営に関する基準を定める条例	

番号	分類	規制事項	根拠法令等	規制所管課・協議先
37	○	・ 母子生活支援施設、助産施設	児童福祉法第45条 厚生省令第63号(児童福祉施設の設備及び運営に関する規準)	子ども支援課 総務班 本庁10階 TEL328-2158
	○	・ 乳児院、児童養護施設、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	児童福祉法第45条 厚生省令第63号(児童福祉施設の設備及び運営に関する規準)	子ども支援課 養護班 本庁10階 TEL328-2158
	○	・ ファミリーホーム	熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
	○	・ 自立援助ホーム	児童福祉法第6条の3第8項 児童福祉法施行規則第1条の9～31 児童福祉法第33条の6	
	○	・ 児童厚生施設	児童福祉法第45条 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	青少年育成課 計画班 本庁10階 TEL328-2277
	○	・ 障害児入所施設、児童発達支援センター、障害児通所支援所	児童福祉法第21条の5の15、第21条の5の18、第24条の9、第24条の12、第34条の3、第35条、第45条	障がい保健福祉課 自立支援班 本庁11階 TEL328-2519
	○	・ 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム	厚生省令第63号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条、第44条、第80条、第84条 厚生労働省令第171号、第172号、第174号、第175号、第176号、第177号	障がい保健福祉課 自立支援班、総務班、企画調整班 本庁11階 TEL328-2519
38	○	・ 老人福祉施設の届出、認可(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等)	老人福祉法第15条	高齢介護福祉課 指導班 本庁10階 TEL 328-2347
	○	・ 有料老人ホームの届出	老人福祉法第29条	
	○	・ (予防)小規模多機能型居宅介護事業所の指定	老人福祉法第14条、介護保険法第8条及び第8条の2	
	○	・ (予防)認知症対応型共同生活介護事業所の指定		
	○	・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定		
	○	・ 老人保健施設	介護保険法第94条	
39	○	・ サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請(事前協議)	高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項	建築政策課 住宅政策班 本庁9階 TEL328-2438
	○	・ 上記施設に介護サービス事業所を併設する場合	介護保険法第8条及び第8条の2各号に定める事業所	高齢介護福祉課 指導班 本庁10階 TEL 328-2347

番号	分類	規制事項	根拠法令等	規制所管課・協議先
40	○	・ 農地転用許可、届出	農地法 農業経営基盤強化促進法	熊本市農業委員会事務局 住友生命ビル9階 TEL328-2781 西区分室:西区役所内 TEL329-1179 南区分室:南区役所内 TEL357-4162 北区分室:北区役所内 TEL272-6908
41	○ ○	・ 物件の制限等(空港周辺における建築等の制限) ・ 航空保安無線施設に対する電波障害物件の協議	航空法第49条 航空保安無線施設に対する電波障害物件の情報入手について (空無第215号 昭和56年9月2日、一部改正 空無第107号 平成3年5月8日)	国土交通省大阪航空局熊本空港事務所 総務課(熊本空港内) TEL232-2853
42	○	・ 白川改修(小碓橋より下流) ・ 緑川改修 ・ 加勢川改修(大六橋より下流)		国土交通省 熊本河川国道事務所 占用調整課 東区西原1丁目12-1 TEL382-1111
		・ 白川改修(小碓橋より上流) ・ 加勢川(大六橋から木山川分岐点まで) ・ その他の1級河川及び2級河川(坪井川、井芹川、 ※浜戸川、※木葉川、豊田川など) ※改修予定あり	河川法	熊本県県央広域本部土木部 工務管理課 中央区八王寺町1-20 TEL273-9631 (熊本土木事務所)
		・ 二級河川(万石川、兔谷川の市管理区間) ・ 準用河川(前川、菖蒲川、中谷川、小畑川、大平川、 馬瀬川、小野川、下岩野川、大井川、白水川、服部川、 野間川、長谷川、千田川、小園川、北井川、鏡田川)	河川法	熊本市北部土木センター 総務課 TEL245-5050
		・ 一級河川(藻器堀川、鶯川、健軍川、 保田窪放水路の市管理区間) ・ 一級河川(加勢川(木山川分岐点より上流))	河川法	熊本市東部土木センター 総務課 TEL367-4360
		・ 二級河川(麴川の市管理区間) ・ 準用河川(谷尾崎川、天明新川、旧天明新川、 安永川、五双川、滑川、西迫川、赤迫川、柿田川、 東迫川、逆瀬川、御領川、仁子川、島田川)	河川法	熊本市西部土木センター 総務課 TEL355-4577
43	○	・ 特別高圧送電線下の建築等	電気事業法	(株)九電ハイテック熊本支社 送電グループ 中央区上水前寺1-6-36九電ビル5階 TEL386-2259
44	○	・ 工場(敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上)	工場立地法	産業振興課 本庁8階 TEL328-2386
45	○	・ 砂防指定地	砂防法	熊本県県央広域本部土木部 工務管理課 中央区八王寺町1-20 TEL273-9631 (熊本土木事務所)
46	◎	・ 急傾斜地崩壊危険区域内	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 熊本市建築基準条例第2条(建築指導課)	
47	○ ◎	・ 土砂災害警戒区域内、土砂災害危険箇所 土砂災害特別警戒区域内	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 建築基準法施行令第80条の3(建築指導課)	
48	○	・ 電波伝搬障害(地表高31m超の建築)	電波法第102条の3	九州総合通信局 陸上課 西区春日2丁目10-1熊本地方合同庁舎内 TEL326-7859

番号	分類	規制事項	根拠法令等	規制所管課・協議先
49	○	・京塚本町地区	地元による道路整備計画	京塚住民会 TEL381-9633
50	◎	・交通保安上の支障の有無 (自動車駐車場の出入口規制等)	熊本市建築基準条例第28条	建築指導課 調整班 本庁11階 TEL328-2513
51	○	・建築物及び工作物による電波障害防止	熊本市電波障害の防止に関する指導要綱	
52	○	・遊戯施設(ぱちんこ店等)の建築	熊本市ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱	
53	◎	・道路判定及び道路位置指定	熊本市建築行為等に係る道等の判定要領等	建築指導課 道路班 本庁11階 TEL328-2513
54	○	・中高層建築物等の建築	熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱	建築指導課 調整班 本庁11階 TEL328-2513
55	○	・高齢者・障がい者等に対する配慮 (事前協議の届出、計画認定)	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(通称 やさしいまちづくり条例)	建築指導課 建築審査室 本庁11階 TEL328-2516
56	○	・建築協定地区内	建築基準法第69条	建築指導課 指導第1・第2班 本庁11階 TEL328-2513
57	○	・分別解体等と再資源化等(建設リサイクル)の届出	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
58	○	・省エネ計画の届出(床面積300㎡以上)	エネルギーの使用の合理化に関する法律	建築指導課 建築審査室 本庁11階 TEL328-2516
	○	・熊本県建築物環境配慮制度(CASBEE熊本) (床面積2,000㎡以上)	熊本県地球温暖化の防止に関する条例	
59	○	・長期優良住宅の認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	建築指導課 建築審査室 本庁11階 TEL328-2516
60	○	・就学する小・中学校の指定	行政協力依頼	教育委員会学務課 学務班 マスマニチュアル生命ビル5階 TEL328-2716
61	○	・入湯税にかかる鉱泉浴場(温泉)の経営申告	熊本市税条例第131条	税制課 法人課税班 本庁2階 TEL328-2173
	○	・事業所税(床面積800㎡を超える建築物)	熊本市税条例第141条	
62	○	・動物取扱業の登録申請	動物の愛護及び管理に関する法律	動物愛護センター 東区小山2丁目11-1 TEL380-2153
	○	・化製場(動物飼養施設)の許可	化製場等に関する法律第9条	
63	◎	・農業集落排水区域内の排水設備	熊本市農業集落排水処理施設条例 熊本市農業集落排水処理施設条例施工規則 熊本市農業集落排水排除汚水量の認定に関する要綱 熊本市農業集落排水処理施設使用料の減免に関する要綱	※旧城南町区域:南区役所農業振興課城南分室 TEL (0964)28-3115 ※旧植木町区域:北区役所農業振興課 TEL 272-1117
64	○	・エコまち法による低炭素建築物の認定申請	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条	建築指導課 建築審査室 本庁11階 TEL328-2516
65	○	・金峰山県立自然公園	熊本県立自然公園条例	熊本県庁自然保護課自然環境・公園班 TEL 333-2274
66	○	立地適正化計画に基づく届出 ・居住誘導区域外における住宅の開発・建築等行為の届出 ・都市機能誘導区域外における誘導施設の開発・建築等行為の届出 (誘導施設:商業・医療・金融施設)	都市再生特別措置法第88条 都市再生特別措置法第108条	都市政策課 計画班 本庁11階 TEL328-2502